

静 情 審 第 60 号
平成 17 年 12 月 19 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 1 月 20 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

銃砲刀剣類登録原票の非開示決定に対する異議申立て（諮問第 139 号）

別紙

1 審査会の結論

特定の個人に係る公文書が存在することを前提に、静岡県教育委員会が非開示とした決定は、存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであったが、結論において妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 9 月 24 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「特定の個人が所有していた刀剣類の行方がわかる公文書」の開示を請求し、同日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「特定の個人が所有していた刀剣類に係る銃砲刀剣類登録原票」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 16 年 10 月 7 日、実施機関は、本件公文書が条例第 7 条第 2 号に該当するとして、条例第 11 条第 2 項に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 16 年 11 月 18 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 16 年 11 月 19 日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に基づき意見を主張しているが、当審査会は条例により審理を行うので、異議申立人の意図を踏まえた上、条例の規定を記述することとする。

- (1) 特定の個人が所有していた刀剣類は、実母及び自分が法定相続したものであるが、当時財産管理をしていた実母が誤って処分してしまった。実母が故人となったため、現在、刀剣類は行方不明である。当該処分行為は、民法第 95 条の要素の錯誤に該当し、無効であることも思慮されるから、条理上許容される範囲において財産の回復を図ろうとするものである。

本件のような財産を回復請求するために、当事者を確定する唯一の手段であるような場合、条例第 7 条第 2 号ただし書イ「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の中に類推解釈をすることができ、請求どおりの開示義務がある。

- (2) 本件公文書には第三者に関する情報が記録されていることを非開示の理由と

しているが、(1)を参酌すれば、条例第 15 条第 2 項第 1 号により、実施機関は当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならない。第三者から開示の拒否がない限り、実施機関は開示義務があるから、非開示の理由を合理的に説明すべきである。

- (3) 特定の個人は、実父（故人）である。刀剣類は自分が受け継いだものであるから、その行方を知るのは当然である。特定個人の情報については、権利利益を害しない限り条例第 7 条第 2 号が阻却され、開示義務が発生する。実母も故人となった現在、法定相続人である自分以外の者に権利利益を害するような可能性は全く考えられない。
- (4) ただし、本件登録原票に第三者の個人情報に記載されていることから、(2)によって第三者からの拒否があり、仮に裁量的非開示決定をする場合は、請求人に対し、情報開示請求の範囲を減縮するよう補正を促し、条例第 8 条による部分開示に応ずるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、特定の個人が所有していた刀剣類に係る銃砲刀剣類登録原票であり、特定の個人がどのような刀剣類を所有していたかに関する情報及び変更後の所有者に関する情報については、条例第 7 条第 2 号に該当するため非開示とした。
- (2) 条例第 7 条第 2 号ただし書イは、個人情報を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには当該情報を開示しなければならないこととするものである。本件公文書は、公にすれば刀剣類所有者の財産の保護に支障をきたし、権利利益を害されるおそれが生じる。したがって、当該公文書は、異議申立人の財産を保護するために公にすることが必要とは解されず、同号ただし書イには該当しない。
- (3) 条例第 15 条第 2 項第 1 号は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合で、条例第 7 条第 2 号ただし書イに規定する情報に該当すると認められるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないとするものである。(2)で述べたとおり、本件公文書は、条例第 7 条第 2 号ただし書イの規定に該当するとは認められない非開示情報であり、第三者に対する意見書提出の機会を付与する必要はないと判断した。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件公文書の内容
本件公文書は、銃砲刀剣類登録規則第 6 条に基づき、実施機関が作成した特定の個人に係る銃砲刀剣類登録原票である。実施機関は、銃砲刀剣類所持等取

締法第 14 条において、美術品として価値のある刀剣類を鑑定の上、これを登録するものとされている。当該公文書には、登録された刀剣類に関する情報、登録申請者に関する情報、所有者変更に関する情報が記載されている。

(2) 本件公文書の非開示決定について

実施機関は、本件公文書は、特定の個人が所有していた刀剣類に係る銃砲刀剣類登録原票であり、特定の個人がどのような刀剣類を所有していたかに関する情報及び変更後の所有者に関する情報については、条例第 7 条第 2 号「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため非開示とした旨主張する。

しかし、本件公文書を作成することとなった要因である特定の個人が刀剣類の登録を申請した事実の有無、すなわち、特定の個人が美術品的価値のある刀剣類を所有していた事実の有無自体が条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

当該事実の有無は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書アには該当しない。

さらに、異議申立人の財産を保護するために、当該情報を何人に対しても等しく開示すべきものとは認め難いことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イにも該当しない。

公務員等の職務遂行情報について規定する条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

したがって、当該事実の有無は、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当し、本件公文書の存否を答えるだけで、特定の個人が美術品的価値のある刀剣類を所有していた事実の有無という非開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条の規定により、存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件処分においては、本件公文書が存在することを前提に、条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で非開示としており、本件公文書の存在を明らかにしたことで、特定の個人が美術品的価値のある刀剣類を所有していた事実の有無という非開示情報を既に関示した状態となっている。

このような場合においては、改めて原処分を取り消して条例第 10 条を適用する意味はなく、本件非開示決定は、結論において妥当であると考えられる。

(3) 第三者に対する意見照会について

異議申立人は、本件公文書には第三者に関する情報が記録されているが、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当することを参酌すれば、条例第 15 条第 2 項第 1 号により、実施機関は当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならないと主張する。

しかし、条例第 15 条第 2 項第 1 号は、「第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ただし書

イに該当すると認められるときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と規定しており、第三者に関する情報を開示しようとする場合を前提にしている。(2)で述べたように、本件公文書はその存否を明らかにすべきものではないのであるから、第三者に関する情報を開示することは起こりえない。

したがって、同号には該当せず、第三者に対して意見照会をする必要性は認められない。

(4) 本人又は家族による開示請求について

異議申立人は、特定の個人は実父（故人）であり、刀剣類を自分が受け継いだものであるから、その行方を知るのは当然である、と主張する。

条例の定めた情報公開制度は、何人に対しても、理由や目的を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。つまり、情報公開制度は誰に対しても同じ情報を公開する制度であるから、本人又は家族が請求した場合のみ開示するということはできない。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、条例第7条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示とするのみで、本人又は家族からの開示請求があった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

したがって、本人又は家族からの開示請求であっても、条例第7条第2号に該当すれば非開示とするものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 1 月 20 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 3 月 9 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 9 月 26 日	審議、第二部会へ付託	第 177 回
平成 17 年 10 月 25 日	第二部会において審議 実施機関の意見陳述を聴取	第 178 回
平成 17 年 11 月 21 日	第二部会において審議 異議申立人の意見陳述を聴取	第 179 回
平成 17 年 12 月 19 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 180 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 177 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 177 回、第 180 回
小 野 森 男	弁護士	第 177 回、第 180 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 177 回～第 178 回 第 180 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 177 回～第 180 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 177 回～第 180 回